

国立大学・高専等の法人制度と 教育・研究・医療に深刻な影響

賃金等の変更は労使の合意が必要です。全大教と大学・高専等教職員組合は反対して
たたかいます。教職員のみなさまのご支援をお願いします。

- 国会に提出されている「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」は、本給で5%~10%削減、期末勤勉手当と管理職手当は一律10%削減、削減期間は平成26年3月まで。
大学等で準拠した場合、職種毎の削減率は次のようになります。

本給削減率	職員	看護師	大学教員	高専教員(想定)
10%	10~7級	7級 看護部長	教授	教授
8%	6~3級	6級~3級	准教授、講師	准教授
5%	2、1級	2級看護師他	助教、助手	講師、助教



- 人事院は3年連続のマイナス勧告。**10月28日、政府は勧告実施を見送ることを決定。**
今年の勧告は、高齢層を中心に本給の最大0.5%引き下げ。2006年4月の俸給表大幅引き下げに伴う経過措置額（現給保障額）は、2012年度は2分の1を減額（上限1万円）し、2014年度4月1日に廃止。これまで2年間で本給0.41%、ボーナス0.55月をカットし、過去12年間で引き上げは1回だけ。

給与臨時減額と人事院勧告が実施された場合の年間賃金損失額（概算）

平均年齢 平均年間給与	臨時減額法による	人事院勧告による	
	年間削減額 (期末勤勉手当の10%削減を含む)	①現給保障減額 (15.95=12ヶ月+3.95月)	②本給減額
国立大学	教授 54.5才 10,176千円	1,017,600円 ▲本給10%	①111,650円 (7,000円×15.95) ②35,090円 (2,200円×15.95)
	准教授 45.7才 8,105千円	688,543円 ▲本給8%	②27,115円 (1,700円×15.95)
	事務係長 44.8才 5,775千円	490,602円 ▲本給8%	②22,330円 (1,400円×15.95)
	看護師 33.3才 4,412千円	275,231円 ▲本給5%	該当しない
国立高専	教授 54.8才 8,781千円	878,100円 ▲本給10%	①103,675円 (6,500円×15.95) ②31,900円 (2,000円×15.95)
	准教授 43.0才 6,952千円	590,593円 ▲本給8%	②25,520円 (1,600円×15.95)

この表は、A国立大学、高専機構の平成22年度の給与公表データから作成。
年間の期末勤勉手当の支給月数は3.95ヶ月。給与月額は年間給与 / 15.95(12+3.95)として算出。現給保障減額及び本給減額はサンプル。



国立大学、高専等の法人制度の基本に反する給与臨時減額

- 給与臨時減額の政府からの強要と実施は、大学等法人運営の自律性・自主性を損ない、教育・研究・医療にも計り知れないダメージを与えます。
- 運営費交付金は、大学の自律性を担保するため、各大学等法人の給与削減とは連動しないものとなっています。今回、政府が運営費交付金から給与臨時減額分を減額交付するようなことがあれば、大学等法人制度の基本を揺るがす事態となります。
- 国立大学等法人は労働関係法律の遵守義務があります。
大きな不利益変更となる給与5～10%削減には合理性の説明ができず、組合との団体交渉での合意形成は不可能です。

- ・労使間の合意のない労働契約(就業規則)の変更は無効です。労働契約法「第3条 労働契約は、労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて締結し、又は変更すべきものとする。」
- ・そもそも国家公務員給与臨時減額法案には、国家公務員の労働基本権剥奪の「代償措置」である人事院勧告制度によらないという違法性があります。

経済のデフレ効果を招き震災復興にマイナス

国家公務員の給与減額は、地方公務員に波及するとともに、民間企業従業員の給与水準を押し下げることとなります。その結果、消費活動を鈍らせ、景気後退を招くと共に、所得税・住民税・消費税等の税収の落ち込みを招くことが予想され、復興財源確保という政策目的を果たしません。



人件費の削減は、教育・研究・医療活動を衰退させます

国立大学等の人件費総額(単位 千円)

基準額 (平成17年度人件費予算)	平成22年度	削減額	増減比(補正值)
997,310,675	874,138,280	-123,172,395	-10.7%

国立大学・大学共同利用機関の人件費は、5年間で約10%削減されています。これ以上の人件費削減は、教職員の減少と多忙化、教育研究の劣化を加速させます。

国立大学職員給与のラスパイレス指数(国家公務員比較)は86.8、高専職員は83.7であり、国に準拠して給与削減の必要性がありません。

大学等法人は、職員給与水準の引き上げのために昇任・昇格の改善等を行うべきです。

子どもの教育費、住宅ローン支払いが滞る。さらに所得税などの増税も

給与引き下げ額は最大年間100万円を超え、中堅職員でも50万円程度となり、生活に大打撃を与えるものです。

2011.11

組合加入申込書

※組合にお渡し願います。

●組合名

お名前		職場	
連絡先(Tel)		e-mail	